

吹田市入札等監視委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和32年吹田市条例第302号）第3条の規定に基づき、吹田市入札等監視委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申するものとする。

- (1) 入札及び契約の方法の選択、一般競争入札に参加する者に必要な資格の設定、指名競争入札に参加する者の選定並びに随意契約の方法により締結する契約の相手方の選定に関する事項
- (2) 指名停止の措置に関する事項
- (3) 工事成績評定に関する事項
- (4) その他入札及び契約に関する重要事項

2 委員会は、入札及び契約について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人以内で組織する。

- 2 委員は、地方公共団体の入札及び契約に関し専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、議長及び出席した委員の全員的一致により決するものとする。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部契約検査室において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の

意見を聴いて委員長が定める。

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。